別表第一⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
１級地の１	0.088	５級地の１	0.080
２級地の１	0.086	５級地の２	0.080
２級地の２	0.086	５級地の３	0.080
２級地の３	0.086	５級地の４	0.080
３級地の１	0.084	６級地の１	0.079
３級地の２	0.084	６級地の２	0.079
３級地の３	0.084	６級地の３	0.079
３級地の４	0.084	無級地の１	0.077
４級地の１	0.083	無級地の０	0.077
４級地の２	0.083		
４級地の３	0.083		
４級地の４	0.083		

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

⑵　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.025	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域９種地	0.025	Ⅱの地域９種地	0.014
Ⅰの地域８種地	0.023	Ⅱの地域８種地	0.014
Ⅰの地域７種地	0.018	Ⅱの地域７種地	0.013
Ⅰの地域６種地	0.010	Ⅱの地域６種地	0.009
Ⅰの地域５種地	0.007	Ⅱの地域５種地	0.007
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の事務費交付金から適用する。